

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年5月12日
東京都

東京都では下記の都市づくりに関する各種事業を行っています。都市づくりに関わる政策立案の着実な進捗、また、都市基盤施設整備の更なるスピードアップや着実な管理を実現するため、本選考において、主任級職員として即戦力で活躍していただける方を求めています。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

- （建設局事業） 道路・河川・公園等都市インフラの整備及び維持管理など
（都市整備局事業） 都市づくり全般に関わる政策の立案、道路や鉄道など都市基盤整備の企画立案・調整・工事、土地区画整理事業や都市再開発事業などによる市街地整備など
（港湾局事業） 港湾施設・空港施設等の整備及び維持管理など

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分・職種	一般任期付職員・土木
採用予定人数	主任・33名 （建設局24名、都市整備局5名、港湾局4名）
配属予定先	（東京都建設局） 本庁各部、各建設事務所（工区含む）、江東治水事務所、各公園緑地事務所 （東京都都市整備局） 本庁各部、各市街地整備事務所 （東京都港湾局） 本庁各部、東京港管理事務所、東京港建設事務所
業 務	（建設局） 道路・橋梁・トンネル・河川等の設計・工事監督・維持管理業務等 道路・河川等の計画及び調査業務等

	道路・河川等の耐震対策及び予防保全対策の設計・工事監督業務 斜面・急傾斜地等の安全対策の設計・工事監督・維持管理業務 都市計画に基づき道路・河川の線形等を決定する路線測量業務 用地買収に向けた用地・境界確認業務 道路等の行政財産境界確認に関する業務 (都市整備局) 道路、橋梁、河川護岸、下水道等の設計、工事監督等 道路計画、交通量推計等 耐震対策及び予防保全対策の設計、施工管理 都市計画に基づき道路・河川の線形等を決定する路線測量業務 用地買収に向けた用地・境界確認業務 道路等の行政財産境界確認に関する業務 区画整理、再開発の市街地整備、宅地造成等に関する業務 鉄道駅の改良、鉄道やバス等公共交通事業の事業化に関する業務 (港湾局) 港湾施設及び空港施設等の設計・工事監督・維持管理業務等 耐震対策及び予防保全対策の設計・施工管理 東京港の環境保護のための藻場・浅場等整備事業に関する業務
勤務場所	(建設局) 東京都庁第二本庁舎、各建設事務所、各工区、江東治水事務所、各公園緑地事務所 (都市整備局) 東京都庁第二本庁舎、各市街地整備事務所 (港湾局) 東京都庁第二本庁舎、東京港管理事務所、東京港建設事務所

2 任期

令和5年9月1日から令和8年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

3 受験資格

- 学歴区分に応じた建設会社・設計コンサルタント・測量会社・補償コンサルタント・国・地方公共団体等における下記の各実務経験を通算し、以下【表1】に記載の年数以上ある人。
 - ・ 橋梁（鋼桁及びPC桁等）、トンネル、鉄道建設等大規模構造物などの計画、設計、監督業務又は監理技術者としての業務、維持管理業務
 - ・ 河川の護岸整備、砂防、地滑り、がけ崩れなどに関する調査・設計、山岳斜面における工事や護岸整備工事の監督業務又は監理技術者としての業務
 - ・ 道路の設計、監督業務又は監理技術者としての業務
 - ・ 道路や河川整備事業等に伴う測量業務（路線・用地・境界）
 - ・ 区画整理や再開発等の面整備事業、宅地造成等に関する業務
 - ・ 鉄道駅の改良、鉄道・バス等公共交通事業の運行計画の検討や許認可等に関する業務

- ・港湾・海岸・空港施設の構造設計、耐震設計、施工管理等に関する業務
- ・その他、上記に準ずる業務
- 設計や工事監督など上記 1「選考職種、採用予定人員及び職務内容」に記載の各業務を遂行できる人
- これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（４年制の大学）の卒業	５年以上
・短期大学（２年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限２年以上の専門課程で年間授業数６８０時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校３年制卒業」を入学資格とする修業年限２年以上の課程のものに限る。）の卒業	７年以上
・高等学校の卒業	９年以上
・中学校の卒業	１２年以上

注 1 実務経験年数は、採用予定月の前月末日で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りま

す。
注 2 原則として合格通知後５営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（６「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。必要な実務経験年数などの要件に該当することが確認できない場合は採用されないことがありますので御注意ください。

- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・教育公務員^{※1}
 - ・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 5 年 8 月 31 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	履歴書、職務経歴調書、エントリーシート等による審査
-------------	---------------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

受付期間	令和5年5月12日(金曜日)午後2時から令和5年6月2日(金曜日)午後5時まで
申込方法	申込は原則としてインターネットのみとなります。下記URLへアクセスし、採用情報ページの「インターネットによる申込方法」の案内に従ってすべての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。 <URL> https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1682476642246  <注意事項> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「東京電子自治体共同運営サービス」ヘルプデスクをご利用ください。

- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、建設局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（原則と

して合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出)。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業(修了)・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和5年6月14日(水)～6月16日(金) ※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和5年6月21日(水)～6月23日(金) ※会場：東京都庁第二本庁舎(東京都新宿区西新宿2-8-1)
最終結果通知	令和5年7月3日(月)～7月5日(水) ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

8 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。(非常勤職員、アルバイト等の勤務経歴や東京都の土木職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなどの調整を行います。)

以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の土木職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約277,000円

◎ この初任給は、令和5年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当(20%)を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

◎ 特に高度な知識又は経験を必要とする係員の職である主任級職として採用されます。

◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

◎ 年次有給休暇(1年間に20日、9月採用の場合は7日付与)の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休

業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

(採用手続き・建設局事業に関すること)

東京都建設局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 5階南側

【電話】 03(5320)5223 (ダイヤルイン)

【建設局ホームページ】 <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅(西口)から徒歩約10分

都庁前駅(都営大江戸線)から徒歩3分

(都市整備局事業に関すること)

東京都都市整備局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 12階南側

【電話】 03(5388)3209 (ダイヤルイン)

【都市整備局ホームページ】 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>

(港湾局事業に関すること)

東京都港湾局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 9階南側

【電話】 03(5320)5523 (ダイヤルイン)

【港湾局ホームページ】 <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/>

《職員募集ホームページ》

建設局 : https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/about/doboku_boshuu/boshuu.html

都市整備局 : <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/jouhou/ninkitsuki.html>

港湾局 : <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/saiyou/>